ポリオキシン(ポリオキシンD亜鉛塩及びポリオキシン複合体)に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

- 1. 実施期間 令和3年4月14日~令和3年5月13日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状況 1通
- 4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※

農薬取締法によれば、原則、人畜に被害をもたらすおそれがある場合は、農薬登録はできないが、実態上は、『適切な農薬使用のもとであれば、安全係数 100 で除しているので被害のおそれはない』として、ほぼ全部の申請農薬が登録を許されてきている。省令で法の趣旨が損なわれている典型的な事例。

承認農薬の成分数だけで 1,842 種 (2021/3/31 現在) に上っており、添加物 (829 種)、畜産物中の抗生物質・ホルモン剤、遺伝子組換え(食品で 380 種、飼料で 100 種)、ゲノム編集成分など、全部合わせればどんな数字になるのか想像するだけで食欲が失せる。

そのような状況にも関わらず、影響審査の段階では単品の成分で影響を確認するにとどまっている。

複合効果を検証しろと意見を出しても「世界的機関でその必要性はないと言われているし、複合効果の検証方法は確立されていないので、現在検証方法等について検討している段階なので」という言い訳はもはや通らない。

複合影響の検証方法が確立されるまで、 新規の承認を停止、残留基準はゼロとする とともに、既存の基準値もすべて安全係数 を1,000 に設定して基準を厳しくすべき。

食品安全委員会の回答

- ・食品安全委員会では、国民の健康の保護 が最も重要であるという基本的認識の 下、科学的知見に基づき客観的かつ中立 公正に、食品を介した農薬の摂取による 人の健康への影響について評価を行って います。
- ・複数の化合物へのばく露については、現 段階では、JMPR(FAO/WHO 合同残留 農薬専門家会議)や JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議)において、 複数の化合物へのばく露に対するリスク 評価手法について検討することとされて いることから、引き続き、最新の情報収 集に努めてまいります。
- ・農薬の登録及び残留基準に関するご意見 は、リスク管理に関するものと考えられ ることから、農林水産省及び厚生労働省 に情報提供いたします。

※頂いたものをそのまま掲載しています。